

栃木県犯罪被害者等支援条例の概要

令和3年3月9日制定 ・ 令和3年4月1日施行

制定の背景

多くの県民が、思いもかけず犯罪等により被害者やその家族又は遺族となっている。
犯罪被害者等は、犯罪等による被害を境に、それまでの生活が一変し、日常生活もままならない状況に陥るとともに、犯罪による直接的な被害のみならず、二次的被害にも苦しめられている。
誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支える地域社会を形成することが必要であることから、この条例を制定する。

第1条～第9条

【目的(第1条)】

犯罪被害者等支援に関し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

【定義(第2条)】

犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

【基本理念(第3条)】

犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されること。
必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう推進されること。

【県の責務(第4条)】

施策の総合的な策定・実施

【事業者の責務(第7条)】

事業活動で二次的被害が生じないよう十分配慮
県及び市町村が実施する施策への協力

【市町村との連携等(第5条)】

市町村との連携
情報の提供・助言

【民間支援団体の責務(第8条)】

知識及び経験を活用した支援
県及び市町村が実施する施策への協力

【県民の責務(第6条)】

二次的被害が生じないよう十分配慮
県及び市町村が実施する施策への協力

【基本計画(第9条)】

知事は、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする

第10条～20条

【相談及び情報の提供等(第10条)】

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供等(第11条)】

【日常生活の支援(第12条)】

【安全の確保(第13条)】

【居住の安定(第14条)】

【雇用の安定(第15条)】

【保護等の過程における配慮等(第16条)】

【県民の理解の増進(第17条)】

【人材の育成(第18条)】

【推進体制の整備(第19条)】

【財政上の措置(第20条)】

附 則

令和3年4月1日から施行
栃木県安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」